

8月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
司法書士相談	11日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	19日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	13日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	4日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	18日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
税務相談	3日、10日、17日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制	
心配ごと相談	第1・第3水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
DV相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども包括支援課 (☎内線2392)	DVに関する相談(担当職員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども包括支援課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火、水、金、土曜日	9:00~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 (第3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	3日(火)	14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5342)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	27日(金)	14:00~16:00			
女性のための	フェミニスト相談	毎週火曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制	
		14日(土)			10:00~14:40
		一般相談			13日、27日(金)

消費生活センター ぐらしの豆知識

☎消費生活センター (☎823・3928)

不用の洋服の買い取りを依頼したのに

ネックレスを強引に買い取られた

【事例】

「不用品があれば何でも買い取ります」と電話があり、洋服の買い取りをお願いした。訪問してきた業者に洋服を見せたが、貴金属はないかと言ってきた。業者を家に上げていたので怖くて断り切れず、ネックレス2本を渡し、2500円を受け取った。洋服を買い取ってもらえず不満だ。ネックレスを取り戻したい。

【アドバイス】

訪問購入はクーリング・オフができることを伝え、業者にはがきで申し出るよう助言しました。

【訪問購入には、消費者を守るための制度が定められています】

- ・訪問購入では、購入業者は消費者からの要請なしに突然訪問して勧誘することはできません。購入業者が突然訪問してきた場合は、家に入れないようにしましょう。

- ・クーリング・オフが適用できます。法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間は、売却契約をしてもその場で物品を引き渡さず、手元に置いておくことができます。

- ・購入業者は、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めるときはできません。当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。

※一部物品(自動車、家具、大型家電、本、CD、有価証券など)は、クーリング・オフをはじめ、訪問購入の規定が適用されません。困った時は消費生活センターに相談してください。